

長泉町公立教育・保育施設 民営化ガイドライン

令和7年4月
長 泉 町



目次

1. ガイドラインの目的.....	1
2. 民営化の基本的事項.....	1
(1) 基本的な考え方.....	1
(2) 民営化の手法.....	1
(3) 財産の取扱い.....	2
(4) 基本的なスケジュール.....	2
3. 民営化の対象施設.....	3
(1) 新設整備.....	3
(2) 施設移管.....	3
4. 事業者の選定.....	3
(1) 運営主体.....	3
(2) 運営条件.....	4
(3) 応募方法.....	5
(4) 選定方法.....	5
(5) 選定基準.....	5
5. 選定後の手続き.....	6
(1) 三者協議会.....	6
(2) 引継ぎ及び共同保育.....	6
6. 民営化後の町の役割.....	6
(1) 協定締結.....	6
(2) 実地調査.....	6

1. ガイドラインの目的

本町では、令和6年4月に、今後10年間における公立教育・保育施設の整備の基本的な方針を示した長泉町公立教育・保育施設再配置計画（以下「再配置計画」という。）を策定しました。

再配置計画では、基本方針として、教育・保育サービスの多様化を目的とした民間活力の導入について検討することとしており、併せて施設の適正配置のための方策として、民間活力を活用することが将来にわたって効率的・効果的な施設運営が可能であると判断した施設については、民間への移管を検討するとしています。

このことから、今後、本町の公立教育・保育施設の民営化を進める場合においては、本ガイドラインで民営化に関する基本的なルールや基準を示すことで、保護者等の民営化に対する不安を解消するとともに、優良な事業者の参入、安定的・継続的な施設運営を目指した円滑な移管が行えるよう努めることとします。

2. 民営化の基本的事項

（1）基本的な考え方

民営化にあたっては、児童の安定した園生活の継続を第一に考え、保護者との信頼関係の構築が図られるよう、以下の考え方で進めることとします。

- ①民営化の実施内容及びスケジュール等について随時情報提供を行うとともに、保護者との意見交換や協議を行います。
- ②教育・保育の質の確保はもちろんのこと、多様化するニーズに対応した教育・保育サービスの充実が見込まれる事業者を選定します。
- ③在園児への影響を考慮した引継ぎ及び共同保育を行う等、引継ぎ期間を十分に確保したうえで、移管することとします。

（2）民営化の手法

一般的に民営化には、設置主体が町のまま運営を事業者に委託する「公設民営方式」と、設置主体を含めて事業者に移行する「民設民営方式」があります。

本町では、幼保連携型認定こども園の設置及び運営が可能となるとともに、事業者による特色のある教育・保育サービスの提供を行うことができ、さらには、国や県の補助金・助成金の活用が可能である「民設民営方式」により、以下の手法で民営化を行うこととします。

①新設整備

町が確保した保育施設等の整備用地に、移管先として選定された事業者が新たに保育施設等を整備します。

②施設移管

既存の公立保育施設を、現状のまま若しくは改修後に移管先として選定された事業者へ譲渡し、民間保育施設として運営を引継ぎます。

(3) 財産の取扱い

民営化に伴う町有財産の取扱いは以下を基本とします。

①土地

町が所有する土地（町有地）については、期間を定めて無償貸与します。期間や終了後の取扱いについては、移管先の民間事業者の選定後に協定で取り決めることとします。

駐車場等用地で、現在町が借用している土地（私有地）の継続使用については、民間事業者が直接地権者と交渉することとします。

②建物及び工作物

既存の園舎等を民営化後も使用する場合は、原則として無償譲渡します。なお、新築及び改築等を行う場合は、原則として民間事業者が整備することとします。

③備品

保育施設内の備品については、原則として無償譲渡します。

(4) 基本的なスケジュール

民営化までの基本的なスケジュールは以下のとおりとなりますが、各施設の状況等により変更となる場合があります。

時 期	実 施 内 容
～民営化4年度前	<ul style="list-style-type: none">・民営化する施設の個別計画を公表・事業者の選定に係る意見交換等・保護者説明会、地区説明会の開催
民営化3年度前	<ul style="list-style-type: none">・事業者評価委員会の設置、開催・事業者の募集、選定、決定[新設整備の場合]・事業者による新施設の基本設計
民営化2年度前	<ul style="list-style-type: none">・三者協議会（保護者、事業者、町）の設置、開催[新設整備の場合]・事業者による新施設の実施設設計（町要領に基づく）
民営化1年度前	<ul style="list-style-type: none">・三者協議会の開催・引継ぎ及び共同保育の実施[新設整備の場合]・新施設の整備着工、竣工
民営化実施年度	<ul style="list-style-type: none">・民営化の開始（4月）・三者協議会の開催（民営化実施の翌年度まで）・民営化後のアフターフォロー

3. 民営化の対象施設

再配置計画の地区（小学校区）ごとの方針で、民営化を検討することとした施設を対象施設とします。なお、各施設の民営化の手法は以下のとおりとなります。

（1）新設整備

地区名	施設名	構造 (階数)	延床 面積	建築年	築年数	定員	特記事項
長泉小学校区	長泉幼稚園	RC造 (2階)	716㎡	H8 (1996)	29年	90人	統廃合により 認定こども園 を新設
	中央保育園	RC造 (2階)	775㎡	S54 (1979)	46年	90人	

出典：長泉町こども未来課（令和7年（2025年）3月31日現在）

（2）施設移管

地区名	施設名	構造 (階数)	延床 面積	建築年	築年数	定員	特記事項
南小学校区	竹原保育園	RC造 (2階)	1,288㎡	H16 (2004)	21年	120人	現状のまま 移管

出典：長泉町こども未来課（令和7年（2025年）3月31日現在）

4. 事業者の選定

（1）運営主体

事業者は安定的かつ継続的に施設運営を行えることが必要不可欠であることから、認可保育所、認定こども園、幼稚園（以下「認可教育・保育施設等」という。）の運営実績が一定程度あることを要件にするとともに、運営実績に係る実地調査等を行い選定するため、所在地の要件を設けることとします。また、幼保連携型認定こども園の新設を予定していることから、法人格は社会福祉法人又は学校法人に限定することとし、下記①の事業者を優先的に募集し、①の事業者から応募がない場合は、②の事業者を再度募集します。

①事業者は長泉町で5年以上の認可保育施設等の運営実績がある社会福祉法人又は学校法人であること。

②上記の事業者から応募がない場合は、静岡県内で5年以上の認可保育施設等の運営実績がある社会福祉法人又は学校法人であること。

(2) 運営条件

民営化後における教育・保育サービス水準の確保を図るため、事業者が実施する教育・保育の内容等に一定の条件を付します。なお、詳細については、事業者評価委員会等の意見を踏まえながら、募集要項等で定めることとします。

①関係法令等の遵守

教育・保育の内容等については、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、その他関係法令を遵守すること。

②教育・保育の提供日

教育の提供は土曜日、日曜日、祝日及び長期休業日（学年始、夏季、冬季、学年末）を除く月曜日から金曜日までを原則とし、保育の提供は日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く月曜日から土曜日までを原則とすること。

③利用定員

利用定員を決定・変更する際は事前に町と協議すること。また、0歳児から5歳児までの各年齢を受け入れ、特に低年齢児の受入れに配慮すること。

④職員配置

職員配置は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」に基づき配置し、障がい児保育等に配慮した職員を確保すること。

⑤給食

自園調理を基本とし、アレルギー対応を適切に行うこと。また、町が推進する食育活動に積極的に取り組むこと。

⑥費用負担

町が予め認めた費用以外の費用負担を、保護者に求めないこと。ただし、民営化後の新たな教育・保育サービス等の対価として必要な場合は、保護者への十分な説明と理解を得たうえで、求めるようにすること。

⑦教育・保育サービス

多様化するニーズに対応した教育・保育サービスの提供を行うため、地域子ども・子育て支援事業等に積極的に取り組むこと。

⑧第三者評価の受審

教育・保育サービスの充実を図るため、民営化後3年以内に福祉サービス第三者評価を受審するとともに、その結果を公表すること。

⑨行事・地域活動等の継続

従前より実施している施設の各種行事や地域活動等については、原則として継続して行うこと。

⑩苦情解決

保護者等からの苦情を解決する仕組みとして、苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を設置し、迅速かつ適切に対応すること。

(3) 応募方法

安定的かつ継続的な施設運営が行える優良な事業者を選定するため、長泉町プロポーザル方式実施要綱に準じて、プロポーザル（企画提案）方式による公募を行います。また、応募希望者が余裕をもって応募ができるよう、応募期間を一定程度設けることとします。

(4) 選定方法

事業者の選定にあたっては、対象施設ごとに保護者代表や教育・保育の有識者等で構成された「事業者評価委員会」を設置し、当該委員会による評価結果に基づき町長が決定します。なお、評価委員会においては、書類審査及びヒアリング、運営実績に係る実地調査、事業者プレゼンテーション等により評価することとします。

(5) 選定基準

評価項目ごとの選定基準を以下のとおりとし、安定的かつ継続的な施設運営が行え、教育・保育の質の向上が見込まれる事業者を選定します。

評価項目	選定基準
運営方針	幼児期の教育及び児童福祉の理念、公共性及び公益性を持った法人である。
教育・保育の内容	子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもを中心とした、公立施設の移管先として相応しい教育・保育を実施している。
運営体制	安全面の管理体制、衛生・健康に関する管理体制、苦情及び虐待に対する管理体制等が適切に確保されている。
職員体制	十分な経験や知識のある職員が確保されており、教育・保育の質の向上が見込まれる職員体制が整えられている。
経営状況	事業者の財務状況や資金収支計画等が健全であり、良好な施設経営が継続して見込まれる。
労働環境	積極的に研修に参加できる機会を設ける等、職員が働きやすい環境づくりを行っている。

※詳細な評価項目については、事業者評価委員会等の意見を踏まえながら、募集要項等で定めることとします。

5. 選定後の手続き

(1) 三者協議会

移管先の事業者を選定した後に、保護者、事業者、町の三者間で移管に伴う意見交換等を行う三者協議会を設置します。三者協議会は原則として民営化実施の翌年度まで（2年間）設置することとし、移管前は運営方針、教育・保育の内容、園舎等の整備計画、運営及び職員体制等についてきめ細かく協議を行います。移管後は運営状況の確認、情報共有や意見交換等を行うこととし、課題等がある場合は、共に解決に向けて取り組むこととします。

(2) 引継ぎ及び共同保育

在園児への影響を考慮し、引継ぎ期間を十分に確保したうえで、以下のとおり引継ぎ及び共同保育を行うこととします。

- ①民営化1年度前から施設長予定者及び主任予定者を中心に、在園児の様子や施設の各種行事を含めた運営事項等の引継ぎを行います。
- ②民営化直前3ヵ月間は担任予定者等が公立保育施設の職員とともに共同保育に従事し、教育・保育の内容について実務を継承しながら、在園児や保護者との関係を構築していきます。
- ③民営化時とその後のアフターフォローとして、民営化前に当該保育施設に勤務していた主任等を、原則として1年間派遣し、共同保育により適切な教育・保育の実施を確認します。また、町の教育・保育アドバイザー及び特別支援教育専門員等が新施設に対して指導・助言等を行う巡回支援を実施します。なお、巡回支援は期限を設けずに、共同保育が終了した後も継続して行うこととします。

6. 民営化後の町の役割

(1) 協定締結

民営化後も施設運営が適切に行われるよう、町と事業者の間で協定を締結します。協定においては、募集時に示した運営条件、事業者の提案から採用された内容、町有財産の取扱い、その他移管先の事業者が遵守しなければならない事項等を定めます。

(2) 実地調査

町職員による新施設の実地調査を定期的実施し、運営状況や遵守事項等の確認、必要な指導・助言等を行い、より一層保育の質が向上するよう努めることとします。